

○富加町契約規則取扱要領

平成12年1月20日

訓令乙第14号

改正 平成30年10月1日訓令乙第11号

(目的)

第1 この要領は、富加町契約規則(昭和39年富加町規則第33号。以下「規則」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象物件)

第2 町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、及び物品・公有財産の購入を対象とする。ただし、一般競争入札については、公告等が優先する。

(予定価格)

第3 規則第10条に定める予定価格を記載した書面は予定価格書(別記様式第1号)に記載して封書にし、開札場所に置くものとする。

2 数品目の物品の単価契約について、1件として同時に入札に付する場合の予定価格の設定方法については、第8による。

(最低制限価格の設定)

第4 規則第10条に係る、最低制限価格は、工事又は製造その他についての請負に係る一般競争入札又は指名競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認められるときに設定できるものとする。

ただし、履行の確保がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準及び事務の取扱いについては別に定める。

(低入札価格調査)

第5 契約担当者等は、工事及び製造その他についての請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前号の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、別に定める事務手続により調査を行う。

(入札)

第6 規則第13条に定める入札書(別記様式第2号)は、1件ごとに1通を作成して封書にし、入札者の氏名を表記して提出させなければならない。

2 入札書は、インク又は墨等消散し難いもので記入し、かつ、記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

3 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。代理人が、入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、本人(委任者)が記名押印したものでなければならない。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印(何某代理人何某と表示)すること。

4 入札の執行の状況は、入札執行一覧表(別記様式第3号)により記録すること。

(再度入札)

第7 初度の入札で落札者が決定しないときは、直ちに初度と同一の予定価格及び入札参加者により再度の入札に付することとなるが、再度入札は、原則として2回(初度の入札と合わせて3回)を限度とし、なお、落札者がいないときは、当該入札を打ち切る。

- 2 当該入札を打ち切った場合、その後の処置として、事前決裁からやり直す新たな入札とするか、又は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第6号に基づき、予定価格等の条件を変更することなく随意契約とする。

(単価契約の入札)

第8 数品目の物品の単価契約について、1件として同時に入札に付する場合は、次のいずれかの方法によるものとするが、(2)による取扱いは、複数の相手方からそれぞれ分離して給付を受けることが物件の性質からして適当でない場合に限り認められるものであることに留意すること。

(1) 1品目ごとに単価につき予定価格を設定し、品目ごとに最低の単価を入札したものを落札者とする。

(2) あらかじめ入札参加者に示した品目ごとの購入予定数量と単価の積を求め、全品目につきこれを合算した総額につき予定価格を設定し、総額(積算基礎を明らかにさせる。)につき最低の入札をした者を落札者とする。この場合、契約は、総額積算の基礎となった単価について行う。

(指名競争入札の参加資格)

第9 規則第21条に定める必要な資格は、富加町建設工事入札参加資格委員会規程(平成8年富加町規程第1号)、富加町建設工事指名競争入札参加者選定要領(平成8年富加町要領第1号)及び富加町建設工事入札参加資格審査実施要領(平成9年富加町要領第1号)の定めるところによる。

(指名業者数)

第10 規則第22条第1項に定める指名する業者数については、富加町

建設工事指名競争入札参加者選定要領により定められた数とする。
(指名通知)

第11 規則第22条第2項の入札の通知は、文書(別記様式第4号)により通知するものとする。

ただし、当該決裁書をもってあらかじめ町長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 入札の通知は、原則として入札期日の前日から起算して5日前までに通知しなければならない。ただし、建設工事にあつては建設業法(昭和24年法律第100号)第20条、及び同法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に定める次の見積期間を参しやくして行うこと。

工事1件の予定価格	見積期間	備考
500万円未満	1日以上	
500万円 5,000万円未満	10日以上	やむを得ない理由があるときは、5日以内に限り短縮できる。
5,000万円以上	15日以上	

(契約書の交換)

第12 規則第26条に定める契約書(別記様式第5号)は、落札の通知を發した日から1週間以内を原則に、交換しなければならない。

2 契約書には、印紙税法(昭和42年法律第23号)の規定により契約の相手方に対し、印紙を貼付させ、かつ、自己又はその代理人(法人の代表者を含む。)、使用人その他の従業員の印章又は署名により契約書と印紙の彩紋にかけて判明に印紙を消させなければならない。なお、町が作成する契約書(契約の相手方が所持する契約書)

は、印紙税は非課税であるため印紙の貼付は要しない。

(契約書を省略できる場合)

第13 規則第27条第5号による「随意契約について町長が契約書を作成する必要がないと認めることのできる場合は、おおむね次の各号に掲げる場合とする。

(1) 単価契約により発注する場合

(2) 日刊新聞、雑誌等定期刊行物及び法令集の追録を購入する場合

(3) 飲食物の供給契約をする場合

(請書の徴取)

第14 規則第28条に定める請書の作成要領は、別記様式第5号に準じて作成するものとする。

2 単価契約書に当たっては、契約書の作成は省略できないものとする。

3 変更契約により変更後の契約金額が規則第27条に規定する金額を超える場合については、契約書の作成を省略することができない。ただし、変更後の契約金額が初回の契約金額に対して2割以内の場合については、この限りでない。

(契約保証金)

第15 契約保証金の取扱いについては、平成10年3月27日付通達「建設工事における新しい履行保証制度の導入について」及び平成10年4月1日付通知「工事請負契約に係る契約保証金に関する取り扱いについて」により、取り扱うこととする。

(議会に付すべき契約金額)

第16 規則第33条に定める議会に付すべき契約の金額については、

次のとおりである。

工事又は製造の請負	予定価格5,000万円以上
財産の取得及び処分	予定価格700万円以上の不動産 (土地については1件5,000平方メートル以上)

(検査)

第17 検査員の指定は、別に町長が検査要領等によりその指定の方法を定めている場合を除き、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 工事又は製造、その他についての請負契約にあっては、当該請負契約に関する事前決裁書において検査員、職、氏名を明記して検査員を指定するものとする。ただし、当該指定を受けた職員に異動があったときは、当該事務を引き継いだ職員が指定されたものとみなすものとする。(次号において同じ。)

(2) 前号の検査員に事故があった場合は、別に検査員を指定するものとする。

2 検査の時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)により次表のとおり検査の時期及び支払の時期が定められていることに留意すること。なお、次表の期間の計算に当たっては、民法(明治29年法律第89号)第140条の一般原則は適用されず、初日が参入されるので注意すること。(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年理国140大蔵省理財局長発))

区分	完了検査の時期	支払の時期
----	---------	-------

	工事	工事以外の 給付	工事	工事以外の給 付
契約書又は 請書の作成 されている 場合	完了した旨 の通知を受 けた日から 14日以内の 日	完了した旨 の通知を受 けた日から 10日以内の 日	検査終了後適 法な支払請求 書を受理した 日から40日以 内の日	検査終了後適 法な支払請求 書を受理した 日から30日以 内の日
契約書又は 請書の作成 されていな い場合	完了した旨の通知を受 けた日から10日以内の 日		請求書を受理した日から15 日以内の日	

3 検査は、契約の属する年度の末日(3月31日)までに行わなければならない。

4 登記又は登録を要する公有財産の買入れ代金について、登記又は登録を完了(登記等の嘱託に必要な添付書類を取得したものを含む。)した後、支払うものにあつては、検査調書等の作成を省略できる。

(部分払)

第18 部分払は、次の表の左欄に掲げる契約金額につき、それぞれ当該中欄に掲げる回数とし、前金払をしたものについての部分払の時期は、それぞれ当該右欄に掲げる時期によるものとする。ただし、町長が必要がないと認めるときは、部分払の回数を減ずることができる。

契約金額	回数	前払金をしたものについて
------	----	--------------

		の部分払請求時期
300万円以上 500万円未満	1回	出来形部分等の全体に対する割合(以下「出来形率」という。)が50パーセント以上となったとき
500万円以上 1,000万円未満	2回	出来形率が40パーセント以上となったとき
1,000万円以上	3回に請求代金額から1,000万円を減じて得た額を2,000万円を除して得た数の整数部分を加えて得た回数	出来形率が35パーセント以上となったとき

附 則

この訓令は、平成12年1月20日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年5月30日から施行する。

附 則(平成30年訓令乙第11号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

別記様式第1号

予 定 価 格 書

仕 様 書 番 号 _____ 第 _____ 号

工 事 等 名 _____

設 計 金 額 ¥ _____ 円

予 定 価 格 ¥ _____ 円

入 札 書 比 較 価 格 ¥ _____ 円

最 低 制 限 価 格 ¥ _____ 円
(調査基準価格)

制 限 比 較 価 格 ¥ _____ 円
(調査基準価格の108分の100)

入 札 書

¥ _____ 円

仕様書番号 第 号

工 事 名 (工事の請負以外の場合にあつては、業務名、物品名とする。)

(なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額とする。)

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

〔 法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、
法人印及び代表者印を押印すること 〕

発注者

様

備考 物品の購入等で、数件を集合して入札する場合にあつては、入札内容(品名、数量、単価金額等)を別紙として添付すること。

様

第 号
年 月 日

岐阜県加茂郡富加町長

入札の執行について(通知)

次のとおり指名競争入札を行ないますので参加して下さい。なお、参加できない場合はあらかじめご連絡下さい。

1 入札に付する事項

(1) 工事名 (仕様書番号 号)

(1) 購入物品 (仕様書番号 号)

品 名	仕 様	数 量

(2) 工事場所

(2) 納入場所

(3) 履行期間 年 月 日 から 年 月 日まで

(3) 納入期限 年 月 日まで

(4) 予定価格 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 契約の内容を示す日時及び場所

日	時	場 所
現場説明又は設計 図書等の説明		
設計図書等の閲覧		

日	時	場 所
仕様書等の説明		
仕様書等の閲覧		

3 入札を行う日時及び場所

日	時	場 所

4 入札について

- (1) 予定価格を事前に公表した入札にあつては再度入札は行いません。
 (2) 基準価格を設けた入札にあつては、基準価格以下の入札があつた場合は、入札保留とし、後日落札者を決定します。

5 入札書に記載する金額(以下「入札書記載金額」という。)

落札決定にあつては、入札書記載金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 開札を行う日時及び場所

開札は、入札の終了後直ちに上記3の場所において、入札者の立ち会ひのうえ行います。なお、開札の結果、予定価格に108分の100を乗じて得た価格(以下「入札書比較価格」という。)の範囲内の価格の入札書の提出がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格に108分の100を乗じて得た価格(以下「制限比較価格」という。)以上の価格の入札書の提出がないとき)は、直ちに再度入札をすることがあります。

7 工事費内訳書について

工事費内訳書提出の必要性 有、無

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低(最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上のうちの最低)の価格の者を落札者としますが、落札価格は、入札書記載金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。)とします。

最低制限(有、無)

- (2) 基準価格を設けた場合であつて、基準価格以下の入札があつた場合は、低入札価格調査を行い、落札者を決定します

基準価格(有、無)

- (3) 落札者となるべき入札書記載金額が複数あるときは、くじによって落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することはできません。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上の現金若しくは担保の提供をもってこれに代えるものとする。(請負代金：500万円以上に適用)

10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関する事項

- 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事 該当あり 該当無し
該当する場合は契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

11 入札の無効に関する事項

次の各号の1に該当する場合は、その入札は無効とします。なお、無効な入札を行った者は、原則として再度入札に参加できません。

- (1) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他の代理を兼ねたとき。
- (3) 入札保証金を免除した場合を除き、その代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札書の記載金額の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (8) その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

12 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。
また、入札者が1人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

13 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

14 その他

- (1) 郵便又は電信による入札は認めません。
- (2) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (3) 最低制限価格を設けた場合において、制限比較価格より低い価格の入札書を提出した者は、再度入札に参加できません。
- (4) 再度入札に付した場合、前回の最低の入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出したときは、次回、再度入札に参加できません。
- (5) 落札者は、消費税法にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかの届出が必要となります。
- (6) 請負金額が500万円以上の場合にあつては、前払金を請求することができます。
- (7) その他本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び富加町契約規則の定めるところによります。

別記様式第5号の1

(仕様書番号 第 号)

収 入
印 紙

工 事 請 負 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 加茂郡富加町 地内

3 工 期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

4 請 負 代 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 契 約 保 証 金

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

6 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者 富加町 と請負者 とはおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 岐阜県加茂郡富加町滝田1511
富加町長

請 負 者

別記様式第5号の2

(仕様書番号 第 号)

収入
印紙

委託業務契約書

1 業務名

2 履行場所 加茂郡富加町 地内

3 履行期間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 契約金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者 富加町 と請負者 とは
おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締
結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 岐阜県加茂郡富加町滝田1511
富加町長

請負者